

平野下水処理場汚泥焼却炉設備撤去工事

【焼却施設解体概要】

平成14年12月のダイオキシン類排出規制強化による焼却施設の廃止に伴う施設解体工事が各地で施工されている。解体対象となる焼却施設は、ダイオキシン類に汚染され、解体に伴って設備等に付着している汚染物質が拡散する可能性がある。厚生労働省は、労働者へのばく露防止の徹底のため、労働安全衛生規則の一部を改正し、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定した。

本工事は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日基発第401号の2)に則った解体工事である。

【工事概要】

大阪市平野下水処理場は、敷地面積：100,941m²、処理能力：323,000m³/日で大阪市東南部の下水と、隣接する東大阪市、八尾市域の下水も処理しているところである。現在、平野下水処理場では、下水処理によって生じる汚泥は、減量・安定化し有効利用するために脱水処理したあと炭化炉と熔融炉で処理している。

本工事では、平野下水処理場内に昭和56年に築造され、平成26年3月まで稼働していた汚泥焼却炉設備を除染・解体・撤去する工事である。

工事場所：大阪市平野区加美北2-6-69

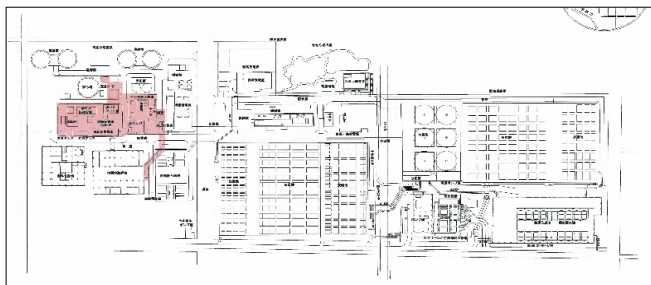
発注者：大阪市建設局

工 期：平成28年11月11日～平成30年3月31日

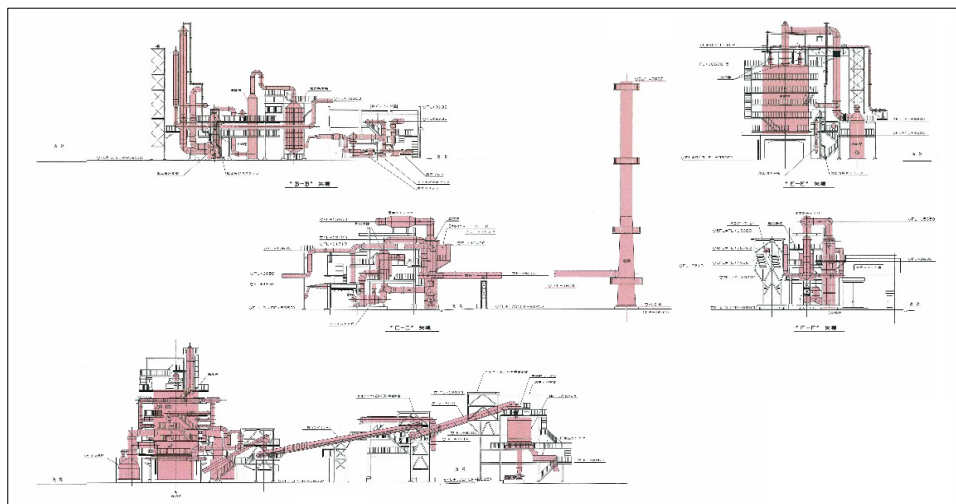
規 模：焼却能力200t/日、煙突φ1.7～2.5m H=40m



着工前



一般平面図



焼却設備断面図

【施工概要】

大阪市平野下水処理場の汚泥焼却炉設備撤去工事において、屋外の焼却炉設備のため、管理区域を設定するために、焼却炉設備全体をテントで覆った。

保護具については、ダイオキシン類濃度測定結果より、第1管理区域となり、レベル1での施工となったが、除染時は、作業員が、直接残渣物を触り、高压洗浄による飛散水を被る恐れがあるので、除染作業を行う作業員はレベル3での保護具を使用して施工を行った。



テント外観

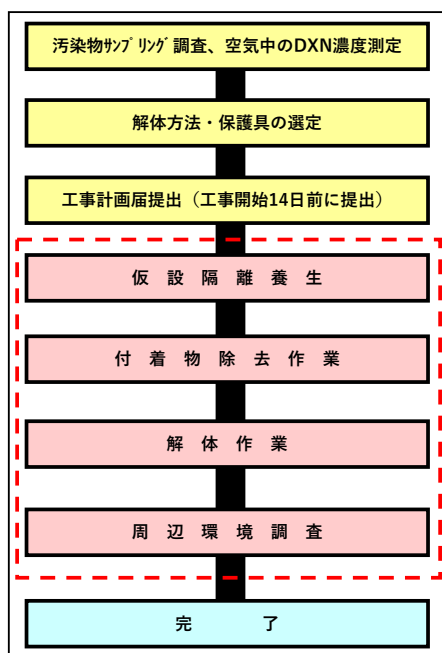


レベル1 保護具



レベル3 保護具

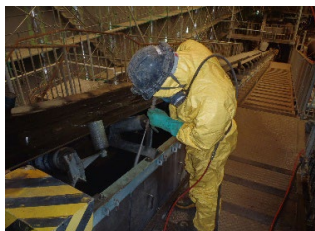
焼却炉解体フロー



仮設隔離養生



人力による除去作業



高压洗浄状況



解体状況



着工前



完了

【その他の主な実績】

- ・ 橋処理センター解体撤去その2工事
＜川崎市発注、焼却能力200t/日×3基、工期H29.3～H30.12＞
- ・ 直島中間処理施設 堆積物除去・除染等業務
＜香川県発注、焼却能力100t/日×2基、工期H29.6～H30.10＞